

中部設備及びライフサポートに係る相談

1 相談受付状況

消費生活相談の状況（直近3年間 2021年2月末現在）

(1) 受付件数（県内消費生活センター受付分）

年 度	事 業 者		合 計
	中 部 設 備	ラ イ フ サ ポ ー ト	
2018年度	27件	—	27件
2019年度	29件	12件	41件
2020年度	20件	40件	60件
計	76件	52件	128件

(2) 契約者年齢

事業者	年 齢
中部設備	20代：70件、30代：5件、不明：1件 平均 23.9歳（最低20歳、最高36歳）
ライフサポート	20代：40件、30代：9件、40代：2件、不明1件 平均 26.3歳（最低20歳、最高49歳）

(3) 契約金額（1円未満切捨て）

中部設備 平均 483,923円

ライフサポート 平均 448,129円

2 関係法令

○特定商取引に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この章及び第58条の18第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行為)

第6条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、…次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

(指示等)

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

五 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務の停止等)

第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、2年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務の禁止等)

第8条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○特定商取引に関する法律施行令（抜粋）

(都道府県が処理する事務)

第19条 法第7条…に規定する主務大臣の権限に属する事務…で、当該都道府県の区域内における…販売業者、役務定業事業者…の業務…に係るものは、都道府県知事が行うこととする。…

○特定商取引に関する法律施行規則（抜粋）

（訪問販売における禁止行為）

第7条 法第7条第1項第5号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。

（法第八条の二第一項の主務省令で定める者）

第7条の2 法第8条の2第1項の主務省令で定める者は、法第8条第1項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（抜粋）

（不当な取引行為の禁止）

第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

- 一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

（不当な取引行為の是正勧告）

第13条の3 知事は、事業者が第13条第1項の規定により定められた不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

（緊急被害防止措置）

第13条の4 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（抜粋）

（不当な取引行為）

第2条 条例第13条第1項第1号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供する意図を明らかにせず、若しくは商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 十 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康又は老後の不安その他生活上の不安を殊更にあおること等により消費者を心理的不安な状態に陥れた上で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 十一 長時間にわたり、反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

○特定商取引に関する法律の規定による不利益処分等の公表に関する要領（抜粋）

（特に必要と認める事項としての第三者情報の公表）

第3条 当該不利益処分の名宛人たる販売業者等の氏名又は名称等を公表するに際し、当該販売業者等のほか、当該販売業者等との組織的関係を有する第三者や当該販売業者等が消費者と行う取引において重要な役割を果たす関係にある第三者が存在するときは、それらの関係を総合的に考慮し、消費者被害の拡大防止等のために消費者に十分な情報を提供する観点から必要があり、かつ公表によって得られる消費者等の利益が公表によって被る当該第三者の不利益を上回ることが明らかであると認めるときは、当該第三者の氏名又は名称（第三者が法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地並びに当該販売業者等の行為への関与の方法について公表することとする。